

「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する 仕様書

1. 業務名

広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務

2. 業務内容

広報久留米（以下「広報紙」という。）及び久留米市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の募集、調整、原稿の作成等に関する一切の業務

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 掲載期間

(1) 広報紙

令和8年5月号から令和9年4月号まで

(2) 市ホームページ

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 契約準備期間

事業者は、広報紙について、令和8年5月号からの掲載にあたって、掲載広告の募集等の業務を開始し、令和8年4月6日（月）までに「8. 広告掲載までの手順」により市に申し込みを行うものとする。また、市ホームページについて、令和8年4月1日からの掲載にあたって、掲載広告の募集等の業務を開始し、令和8年3月9日（月）17時までに「8. 広告掲載までの手順」により市に申し込みを行うものとする。事業者は、これを了承した上で入札に参加すること。

6. 広告掲載の枠数、規格等

(1) 広報久留米

| | |
|------|---|
| 枠数 | 1号当たり5枠×12号、計60枠 |
| 掲載位置 | 広報久留米「情報ほっとライン」下部 |
| 規格 | 掲載する広告1枠の規格は、原則として次のとおりとする。 ① サイズ 縦45ミリメートル、横176ミリメートル ② カラー フルカラー なお、1枠を分割し、2社まで掲載可とする。 |

(2) 久留米市公式ホームページ

| | |
|------|------------------|
| 枠数 | バナー広告10枠 |
| 掲載位置 | 市ホームページのトップページ下部 |

| | |
|------|--|
| 規格 | 掲載するバナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。 ① サイズ 縦50ピクセル、横146ピクセル ② 形式 GIF（アニメーション及び透過GIF不可）、JPEG又はPNG ③ データ容量 4キロバイト以内 |
| 禁止表現 | ① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの (ア) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタン (イ) アラートマーク (ウ) ラジオボタン (エ) テキストボックス (オ) プルダウンメニュー (カ) 前に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがあるもの ② 市ホームページコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの (ア) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの (イ) 閲覧者が市の事業者であると錯覚しやすいもの (ウ) 事業者の名称又は商品名及びサービス名称が書かれていないもの |

7. 発行部数、アクセス件数

(1) 広報紙発行部数

109, 743部／月（令和7年5月号から12月号までの平均）

(2) 市ホームページアクセス件数

426, 929件／月（令和7年4月から10月までの平均）

8. 広告掲載までの手順

(1) 広報久留米

① 広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務を締結した者（契約準備期間については落札した事業者）（以下「広告事業代理者」という。）は、以下の書類を掲載号の出稿日を含む週の前々週の月曜日まで（別紙「令和8年度広報久留米有料広告スケジュール」のとおり）に（「久留米市の休日を定める条例」第1条第1項に規定する久留米市の休日の場合は前営業日。以下同じ）に、総合政策部広報戦略課に提出する。ただし、アについては、当年度最初に広告を掲載する企業の場合のみ提出するものとする。

ア 広報久留米有料広告掲載企業一覧（様式1）

イ 広告掲載企業の「役員等調書及び照会承諾書」（様式2）

② 同一の広告事業者が掲載できる枠数は1枠とする。ただし、それぞれの広告の内容が異なる場合、複数の広告掲載を申し込むことができる。

③ 市は、必要に応じて、申し込みの内容が掲載基準に適合していることを証明する書類の提出を求めることができる。

④ 広告事業代理者は、掲載広告原稿を「Illustrator CS6 以下」で作成した完全データ（レイヤー統合のこと）の形式で、出稿日から起算して5営業日前まで（別紙「令和8

年度広報久留米有料広告スケジュール」のとおり)に、総合政策部広報戦略課に入稿するものとする。入稿後の校正、色校正は行わない。ただし、データについて、⑥および「9. その他広告に関する留意事項」を満たしていない場合は修正を行うものとする。

⑤ 市は、広告掲載を可とした場合は、提出された広告の原稿を市広報紙の広告掲載枠に「広報久留米有料広告掲載企業一覧」(様式1)記載の掲載号に掲載する。

⑥ 広告の規格等は次の通りとする。

ア 使用する文字

原則として記事中は11級以上62級以内とする。50級以上の文字はスミベタとせず、アミを80%程度かけること。なお、フォントは全てアウトライン化すること。

イ 広告の用字用語

漢字、音訓、かなづかいおよび送り仮名は、原則として次の内閣告示などに準ずる。

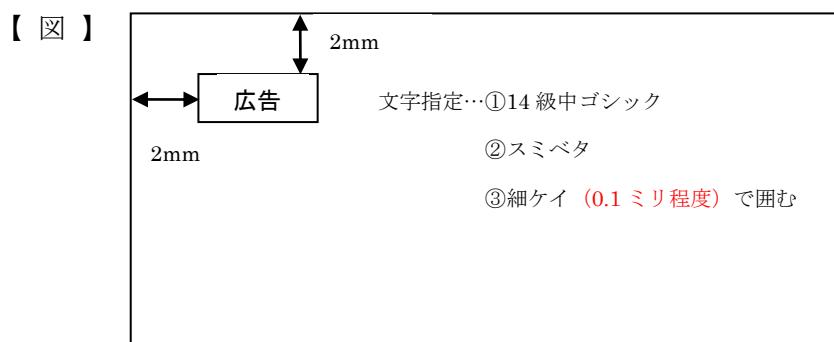
- ア) 平成22年内閣告示第2号(常用漢字表)
- イ) 昭和61年内閣告示第1号(現代仮名遣い)
- ウ) 昭和48年内閣告示第2号(送り仮名の付け方)
- エ) 記者ハンドブック第14版(共同通信社刊)

ウ 広告枠及び「広告」表記の罫線

表ケイ(0.1ミリ)程度とし、記事との差別化を図るため、黒または濃い色とすること。

エ 広告の表示

広告には、その左上若しくは右上(図参照)に「広告」との表示を必ず入れること。



(2)久留米市公式ホームページ

① 広告事業代理者は、以下の書類を掲載開始月の前月第2月曜日までに、総合政策部広報戦略課に提出する。なお、期限後に申し込みを行った場合、必ず掲載開始日から掲載されるものではないので注意すること。ただし、アについては、当年度最初に広告を掲載する企業の場合のみ提出するものとする。

ア 役員等調書及び照会承諾書(様式2)

イ ホームページ広告バナーリンク先及び掲載期間(様式3)

ウ 広告の原稿

② 同一の広告事業者が掲載できる枠数は1枠を基本とする。

なお、次のいずれにも該当する場合は、複数の広告掲載を申し込むことができる。

- ・ それぞれの広告の内容が異なる場合。
- ・ 広告がリンク先として指定するホームページアドレスがそれぞれ別のものを指定し、かつ当該ホームページの内容が異なる場合。

また、市は必要に応じて、申し込みの内容が掲載基準に適合していることを証明する書類の提出を求めることができる。

- ③ 市が、「9. その他広告に関する留意事項」により、広告掲載の否を決定したときは、その結果をEメールで広告事業代理者に報告するものとする。
- ④ 市は、広告掲載を可とする決定をした場合は、提出された広告の原稿を市ホームページの広告掲載枠に「ホームページ広告バナーリンク先及び掲載期間」（様式3）の掲載期間にあわせて掲載する。

9. その他広告に関する留意事項

- (1) 広告事業者の選定及び広告の内容について、この仕様書に定めるもののほか、「久留米市広告事業実施要綱」、「久留米市広告事業掲載基準」（以下「掲載基準」という。）に基づいて選定を行い、これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議のうえ、決定するものとする。
 - (2) 次のいずれかに該当するものであるときは、その広告を掲載しない。
 - ① 掲載基準第4条で規制する業種又は事業者に関する内容を含むもの。
 - ② 市広報紙及び市ホームページと類似のデザインを用いるなど、閲覧者が市広報紙の記事及び市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの。
 - ③ 掲載されている事業が、市政を連想させる分野であって一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯覚しやすい内容を含むもの。
 - ④ 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、掲載基準第4条で規制する業種又は事業者に関する内容を含むホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているもの。
 - ⑤ 前項に掲げるもののほか、市広報紙に掲載及び市ホームページからリンクすることが不適切な内容であると市が認めるもの。
 - (3) 次のいずれかに該当するときは、各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、催告その他の手手続きを要することなく広告掲載を停止する。ただし、いかなる理由であっても契約金額の変更は行わない。
 - ① 指定する期日までに広告契約料の納付がないとき。
 - ② 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - ③ 市からの申し出による広告の内容等の変更を行わないとき。
 - ④ 広告の内容等がこの契約に抵触する場合において、市からの申し出による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。
 - ⑤ 掲載基準第4条で規制する業種又は事業者であることが確認できたとき。
 - ⑥ 久留米市税の滞納があることが確認できたとき。
 - ⑦ 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) 市ホームページバナー広告掲載期間の延長は次のとおりとする。
 - ① 市の都合で市ホームページを公開できないときは、協議のうえ延長を決定する。ただし、公開できない日数が1カ月当たり1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
 - ② 広告事業代理者の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、協議のうえ延長を決定する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1カ月当たり1日未満

の場合は、延長は行わない。

- (5) リンク先ホームページは、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮すること。
- (6) 市は、広告の内容により広告事業者又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない。

10. 暴力団排除に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

11. 暴力団排除に係る再委託契約に関する事項

受託者は、当該業務の再委託契約に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 再委託契約（二次以降の再委託契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および再委託契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 再委託契約を締結するときは、受注者は、再委託契約業者から「誓約書（再委託用）」を提出させ、その写しを委託者へ提出すること。

12. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害者差別解消法に基づき、市および事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた市の取り扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」について遺漏なきよう努めること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

令和8年度「広報久留米」有料広告スケジュール

| | 号数 | | 一覧表、承諾書締切日 | 広告データ締切日 |
|----|----|----|------------|-----------|
| 1 | 5 | 月号 | 4月6日（月） | 4月16日（木） |
| 2 | 6 | 月号 | 5月1日（金） | 5月18日（月） |
| 3 | 7 | 月号 | 6月8日（月） | 6月17日（水） |
| 4 | 8 | 月号 | 7月6日（月） | 7月17日（金） |
| 5 | 9 | 月号 | 8月10日（月） | 8月18日（火） |
| 6 | 10 | 月号 | 8月31日（月） | 9月14日（月） |
| 7 | 11 | 月号 | 10月5日（月） | 10月19日（月） |
| 8 | 12 | 月号 | 11月2日（月） | 11月16日（月） |
| 9 | 1 | 月号 | 12月7日（月） | 12月15日（火） |
| 10 | 2 | 月号 | 1月4日（月） | 1月18日（月） |
| 11 | 3 | 月号 | 2月1日（月） | 2月12日（金） |
| 12 | 4 | 月号 | 3月8日（月） | 3月17日（水） |

広報久留米有料広告掲載企業一覧**様式 1**

| | |
|-----|-------|
| 掲載号 | 月　　日号 |
|-----|-------|

1 枠目

| 広告主 | | | 備考 |
|-----|-----|----|----|
| 業者名 | 所在地 | 業種 | |
| | | | |
| | | | |

2 枠目

| 広告主 | | | 備考 |
|-----|-----|----|----|
| 業者名 | 所在地 | 業種 | |
| | | | |
| | | | |

3 枠目

| 広告主 | | | 備考 |
|-----|-----|----|----|
| 業者名 | 所在地 | 業種 | |
| | | | |
| | | | |

4 枠目

| 広告主 | | | 備考 |
|-----|-----|----|----|
| 業者名 | 所在地 | 業種 | |
| | | | |
| | | | |

5 枠目

| 広告主 | | | 備考 |
|-----|-----|----|----|
| 業者名 | 所在地 | 業種 | |
| | | | |
| | | | |

様式 2

役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長
久留米市企業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに關し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

| 役職名 | フリ 氏 名 | 生年月日 |
|-----|--------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【注意事項】

- 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。※競争入札参加資格登録者（工事、物品、委託）以外は、登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- この調書に記載されたすべての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

| ホームページ広告バーリング先及び掲載期間 | | | 新規 | 変更 | 久留米市競争入札参加者資格審査等における有資格者名簿への記載の有無 | | | | (様式3) |
|----------------------|-------|---------------------------------------|---------------|-------|-----------------------------------|---------|------|----|-------|
| 枠 | 広告掲載者 | リンク先アドレス | 広告の内容(画像の説明文) | 会社名 | 掲載期間 | 未納のない証明 | 役員名簿 | 備考 | |
| 1 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 2 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 3 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 4 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 5 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 6 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 7 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 8 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 9 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 10 | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |
| 取下げ | ooooo | https://www | | ooooo | 2022年4月1日～2021年3月31日 | ○ | ○ | | |

掲載枠配置図

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |